

患者様へのご案内

（保健医療機関における書面掲示）

☐施設基準について

当医院は、以下の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

■歯科初診料の注 1 に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師およびスタッフが在籍しています。

■明細書発行体制

個別の診療報酬の算定項目の分かる診療明細書を無料で発行しています。なお、必要のない場合はお申し出ください。

■オンライン資格確認による医療情報の取得

当医院では、オンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。患者さまの薬剤情報等の診療情報を取得、活用して、質の高い医療提供に努めています。マイナ保険証のご利用にご協力ください。

■歯科技工士との連携 1

患者さんの補綴物製作に際し、歯科技工士（所）との連携体制を確保しています。また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。

■CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー

CAD/CAM とよばれるコンピューター支援設計・製造ユニットを用いて作製される冠（被せ物）やインレー（詰め物）を用いて治療を行なっています。

■クラウン・ブリッジの維持管理

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2 年間の維持管理を行っています。

☐医療情報取得加算について

当医院はオンライン資格確認について下記の整備を行っており、薬剤情報、特定健診情報等の診療情報を取得、活用することで、質の高い医療の提供に努めています。

■オンライン資格確認を行う体制を有しています

■受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得、活用して診療を行います。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、2024年6月1日より下記の通り診療報酬点数を算定いたします

〈初診時〉

●医療情報取得加算 1 : 3 点（月に 1 回）

- ①健康保険証にて資格確認を行った場合
- ②マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合

●医療情報取得加算 2 : 1 点（月に 1 回）

- ①マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合
- ②他の医療機関から診療情報提供を受けた場合

〈再診時〉

●医療情報取得加算 3 : 2（3 ヶ月に 1 回）

- ①健康保険証にて資格確認を行った場合
- ②マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合

●医療情報取得加算 4 : 1 点（3 ヶ月に 1 回）

- ①マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合
- ②他の医療機関から診療情報提供を受けた場合

正確な情報を取得、活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をおねがいいたします

ひさなが歯科

院長 久永 常義